

## 熊本県公衆浴場法事務処理要領

公衆浴場業の許可関係事務については、公衆浴場法（以下「法」という。）、同法施行規則（以下「規則」という。）、熊本県公衆浴場基準条例（以下「県条例」という。）及び熊本県公衆浴場法施行細則（以下「県細則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 1 営業許可の対象

#### (1) 法第1条第1項の「公衆を入浴させる施設」の「入浴」の考え方

「温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設」が、どの範囲に該当するかは、当該施設における（公衆）衛生の確保の必要性の有無を考慮して判断すべきものである。

(昭 43. 7. 25 環衛第 8113 号厚生省環境衛生課長通知)

#### (2) 法第2条第1項の「業として」の考え方

業として経営することは、その行為が社会性をもって行われ、かつ、反復継続の意思をもってなされることをいい、相手方が不特定多数であること、対価を取ることは本来の概念上は必要ない。

(昭 24. 10. 17 衛発第 1048 号厚生省公衆衛生局長通知)

#### ① 主な法適用対象施設

##### ・ ゴルフ場の浴場

社会性を有し、反復継続の意思があれば、会員等にその使用が限定される場合も法の適用を受ける。

(昭 41. 3. 23 環衛第 5031 号厚生省環境衛生課長回答)

##### ・ 酵素（鋸屑）風呂、牛乳風呂、薬湯等

(昭 43. 4. 25 環衛第 8066 号厚生省環境衛生課長回答)

(昭 26. 3. 20 衛発第 265 号厚生省公衆衛生局長回答)

(昭 27. 1. 28 環衛第 4 号厚生省環境衛生課長回答)

(昭 27. 2. 11 衛環第 6 号厚生省環境衛生課長回答)

#### ② 主な法適用対象外施設

##### ・ ホテル、旅館等の浴場

旅館業法の適用を受けることから、公衆浴場法の対象としない。

しかし、旅館等の宿泊者以外の者を反復継続して入浴させれば法の適用を受ける。

その利用客の過半数が宿泊者以外である場合、浴場部分と宿泊施設部分が明確に区分されているような場合等は公衆浴場業の許可を要するものとして取り扱うこと。

(昭 24. 10. 17 衛発第 1048 号厚生省公衆衛生局長通知)

(昭 29. 1. 5 衛発第 1 号厚生省公衆衛生局長回答)

(昭 31. 11. 22 衛環第 115 号厚生省環境衛生課長回答)

(昭 32. 8. 8 衛環発第 34 号厚生省環境衛生部長回答)

(昭 41. 8. 5 環衛第 5091 号厚生省環境衛生局長通知)

##### ・ その他

労働基準法及び事業所附属寄宿舍規則により監督を受ける事業所附属寄宿舍内の浴場については、法の適用は除外される。また、身体を汚染する作業場等に設けられた浴場についても労働安全衛生規則等により監督を受けるものは、法を適用する必要はない。

(昭 25. 4. 26 衛発第 358 号厚生省公衆衛生局長通知)  
(昭 24. 10. 17 衛発第 1048 号厚生省公衆衛生局長通知)  
(昭 44. 7. 7 環衛第 9095 号厚生省環境衛生課長回答)

管理者がおらず、利用者が自由に入浴している河川敷等にある、いわゆる「野天風呂」

### (3) 二重許可

法第 2 条第 1 項の規定による公衆浴場の営業許可は、公衆浴場営業に関してなされている一般的な禁止を当該施設について解除する行政行為であって、特定の者に当該施設の排他的使用権を設定したものではない。したがって、すでに許可を受けた者の廃止の意思の有無にかかわらず、当該施設について、第三者からなされた許可申請に対しては、公衆衛生上支障ない限り更に許可しても差し支えない。

(昭 31. 11. 29 衛環第 119 号厚生省環境衛生課長回答)

※ただし、行政運営にあたって支障を来すおそれがあるので、二重許可はできる限りさけるように十分な配慮が必要である。

## 2 営業許可申請書の審査及び受付

申請書の記載内容等について、下記の項目に注意して確認を行う。

なお、計画された建物の構造等が、条例等に定める基準と建築確認との間で齟齬を来さぬよう、建築確認検査機関と連携し、建築確認申請前における保健所での事前指導を徹底させること。

### (1) 申請書の記入方法及び受付時の注意

#### ①住所、氏名、生年月日（主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

- ・ 個人の場合…マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等の写真のある公的機関発行の証明書で確認するか、写真付証明書がない場合には健康保険証や現地調査等適切な方法により本人確認をすること。

※マイナンバーカードについては、個人番号が記載されているカードの裏面はコピーしないこと

- ・ 法人の場合…定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書で確認を行うこと。

- ・ 地方公共団体等の場合…申請者は当該団体の長が原則。但し、法令、規則等で管理・経営責任が下位の役職に委任されている場合は、その受任者で可（単に決裁権が規定されているだけでは不可）。この場合、条例、規則等、それを証するものを添付させること。

※住所（所在地）については、略字、略号は記載させないこと

（例）〇〇2-1の6 → 〇〇2丁目1番6号

#### ②営業施設の名称

温泉法の利用許可のあるもの以外は、「〇〇温泉」等の名称は使用しないよう指導すること。また、「トルコ〇〇」、「〇〇大使館」等諸外国の国名、地名、人名等の名称又は公共施設等の名称についても使用しないよう指導すること。

(昭 59. 10. 23 衛指第 64 号厚生省指導課長通知)

医療法第 3 条に抵触するおそれのある名称についても使用しないよう指導すること。

（名称の使用制限：クリニックなど）

#### ③公衆浴場の種類

- ・ 白湯、潮湯、温泉その他の種類を記入させる。

- ・温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を付記すること。

④公衆浴場の種別

一般公衆浴場かその他の公衆浴場かの別を明確に記入させる。

※熊本県手数料条例に規定する額の収入証紙（22,000円）を申請書に貼付させること。

(2) 添付書類

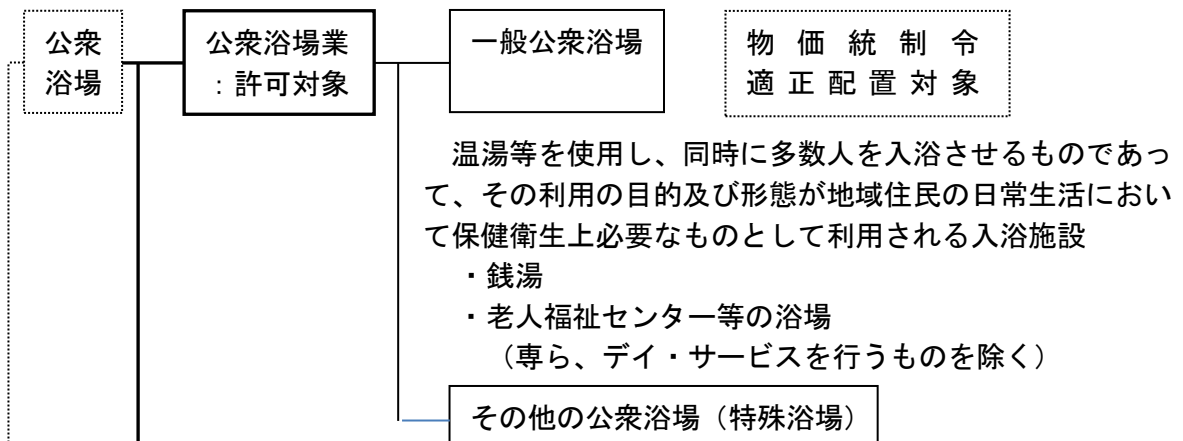
- ①法人にあつては、定款、寄付行為の写し
- ②公衆浴場を中心とした半径おおむね300メートル以内の区域の見取図
- ③公衆浴場の設備、配置、用途及び面積を表示した平面図並びに給湯、給水及び排水の系統を表示した平面図
- ④浴槽の構造（レジオネラ症防止条例第3条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の附設状況を含む。）の概略図
- ⑤建築基準法第7条第5項の規定により建築主事等が交付する検査済証の写し  
「建築確認不要証明書」の添付に代えて、興行場法、旅館業法、公衆浴場法の対象となる手続きの申請書等の余白に、所管の景観建築課担当者等が「建築確認申請を要しない」旨を記載（スタンプも可）することでも可とする。また、余白証明に当たっては、従来の証明願様式や添付図面を準用して行うことができる。なお、以下のケースについては明らかに建築確認申請が不要であることから、余白証明も要さない。
  - ①単なる所有者の変更
  - ②内装工事（壁紙、畳、フローリングの張替え等）
  - ③設備（台所、風呂、照明、空調等）の設置・撤去・更新  
（令和4年（2022年）1月24日付薬衛第1203号、建第1132号通知）
- ⑥その他保健所長が必要と認める書類  
法人にあつては、登記事項証明書  
消防法令適合通知書の写し

《参考》公衆浴場衛生等管理要領（平12.12.15生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）

「一般公衆浴場」とは、温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設をいう。

上記要領に改正される以前の衛生等管理要領（類型） {典型例として例示}

（平3.9.19厚生省指導課事務連絡）



例示（類型）

- (1) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、保養又は休養のための施設を有するもの。
    - ・ヘルスセンター（一般公衆浴場と差異がないものを除く）
    - ・健康ランド（一般公衆浴場と差異がないものを除く）
  - (2) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、スポーツ施設に付帯するもの。
    - ・ゴルフ場等の風呂〔S41. 3. 23 環衛 5031〕
    - ・アスレチックジム等の風呂
  - (3) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、工場、事業場等がその従業員の福利厚生のために設置するもの。
    - ・（福利）厚生浴場（比較的規模の大きいもの）〔S25. 4. 26 衛発 358〕
  - (4) 蒸気、熱気等を使用し、同時に多数人を入浴させることができるもの。
    - ・サウナ（を主とする浴場）
  - (5) 蒸気、熱気等を使用し、個室を設けるもの。
  - (6) その他のもの。
    - ・移動入浴車（浴槽が固定されているもの）
    - ・エステティックサロン（熱気、熱砂、熱線、泥、etc）
    - ・酵素風呂、砂風呂等〔S43. 4. 25 環衛 8066 等〕
    - ・介助浴槽（機械浴槽）（専ら、デイ・サービス事業に係るものを除く〔その他のものにふくまれるもの〕
- 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、健康増進を目的とするもの。
  - ・クアハウス（医師、看護師等が付き添い、療養型のもの）
- 注1）個室公衆浴場にあつては、風俗営業法関連法令に抵触する場合があるので取扱いには十分留意すること。
- 注2）露天風呂など屋外に浴槽がある場合は、レジオネラ症防止対策の観点などから洗い場を設けてはならない。

公衆浴場業：許可対象としないもの

☆他法令に基づき設置され、衛生措置の講じられているもの

- 身体を汚染する作業場等に設けられた浴場〔S25. 4. 26 衛発 358、労働安全衛生規則第 625 条〕
- 事業所附属寄宿舍〔労働基準法第 96 条、事業所附属寄宿舍規程第 27 条〕
- 旅館業法の適用を受ける施設内に設けられた浴場（宿泊者以外が入浴するものを除く）

☆専ら、他法令、条例等に基づく制度により運営され衛生措置の講じられるもの。

- デイ・ケア施設（老人保健法に基づく措置に係る事業のみを行う施設に設けられた浴場（医療行為））
- 対象者を限定して、専ら、行政が実施する介助サービス事業のみを行う浴場〔平成3年第1回十大大道府県課長会議〕
  - ・老人福祉施設におけるデイ・サービスの用に供する浴場
  - ・身体障害者福祉センター等におけるデイ・サービスの用に供する浴場

## 公衆浴場に該当しないもの

○浴場にあたらぬもの。

- ・ 遊泳用プール
- ・ 遊泳用プールに付帯する採暖設備（採暖室、採暖槽）〔平成3年第1回十大都道府県課長会議〕（遊泳用プールに近接して設置され、単独で利用されないもの。）

○消費生活上の共同行為であって、社会性の認められないもの。〔S24.10.17衛発1048〕

- ・ もらい湯

## ※岩盤浴施設について（平成19年5月31日薬衛第199号熊本県健康福祉部長通知）

### 1 岩盤浴の定義

室温40℃、湿度80%程度に設定された岩盤浴施設（室）の床面等に埋設された加温装置を有する御影石等の上に利用者が横たわり、温浴効果によって発汗作用をもたらす行為又はこれに類する入浴方法の総称とする。

### 2 公衆浴場法の対象施設としての考え方

岩盤浴施設は、温熱により全身発汗を伴い、不特定多数の者が同一の施設を利用することから、公衆浴場法の対象施設である蒸気、熱気等を使用して入浴させる施設に該当する。

### 3 熊本県公衆浴場法基準条例の適用

(1) 岩盤浴施設は、条例第2条第2号に規定する「その他の公衆浴場」とし、条例上の「サウナ設備」を適用する。

また、この場合、条例に規定する「浴室」とは、「岩盤浴施設を設置している部屋」

のことをいう。

(2) 利用の際に浴衣類に着替えて入浴する施設の場合は、当該更衣室は、条例で規定する「脱衣室」とみなす。

(3) 男女が同一の浴室で利用する構造である場合、次の要件を満たし、その利用実態が風紀上問題がないと認められる場合に限り、条例第4条第11号アにおける「サウナ室における男女区分」の規定及び第5条第1号「浴室における男女区分」の規定は、適用しないものとする。

ア 利用者全員に浴衣類を着用させること。着用させる浴衣類については、汗等で濡れても透けない、胸元などが大きくはだけない、着用した状態で地肌が大きく露出しないなど、風紀上支障のないものであること。

なお、利用に際しては、利用者に対し当該利用形態である旨を事前に説明し、それを了解したうえで利用させること。

イ 着用させる浴衣等については、洗濯・消毒された清潔なものを営業者が提供し、使用させること。

(4) その他の取扱い

ア 条例第5条第1項第2号に規定する「浴室に設置するシャワー」については、利用後速やかにシャワー室に入浴できる導線になっていれば、更衣室側にシャワー施設を設置していても、認めて差し支えないものとする。

イ 条例第4条第2項に規定する「浴室ごとに設置する洗いおけ及び腰かけ」の規定は、緩和して差し支えないものとする。

ウ 衛生管理については、岩盤浴施設に対応した具体的衛生管理方法が策定されるまでの間、条例第4条第2項第3号に定める措置を最低限講じ、常に衛生的に維持管理するよう、指導すること。

---

### 3 調査

現地調査を行い、条例の基準に適合するか否かを調べ、条例の基準に適合しない場合や申請事項と異なる場合は、改善指導を行う。また、必要に応じ消防及び建築確認検査機関に対しても変更の手続きをとるよう指導する。

なお、調査結果及び指導内容については、調査書を作成する。

※一般公衆浴場にあつては、条例第3条に基づき既設の一般公衆浴場から最短で300m以上離れていることを確認する必要がある。

### 4 許可等の処分

書類審査及び立入検査の結果、申請内容が条例等で定める基準に適合していると認められる場合は、許可しなければならない（昭47.5.19 最高裁第2小法廷判決、営業許可取消等請求事件参照）。但し、火災などの災害から利用者の生命を守るため、消防法及び建築基準法に適合しない間は、原則として許可及び変更による施設の使用を認めることを差し控えることとする。

また、条例等で定める基準に不適合な箇所がある場合は、申請者に改善するよう指導し、改善指導を行ったにもかかわらず、申請者が改善措置を実施しない場合には、不許可処分とする。

（昭44.5.21 環衛第9072号厚生省環境衛生課長通知）

#### (1) 許可処分

申請者の住所、氏名、施設の名称及び所在地等の許可証記入にあつては、誤記、略字等のないよう注意する。

#### (2) 不許可処分

設置の場所又はその構造設備が条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、許可を与えないことができるが、この場合、その理由を明記して通知しなければならない。（法第2条第2項）

なお、処分をする場合には、行政不服審査法に基づく審査請求の教示及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起に関する事項の教示を行わなければならない。

- ・行政不服審査法に基づく教示は、「この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に県知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき審査請求をすることができる。」とする。（行政不服審査法第18条第1項）
- ・行政事件訴訟法に基づく取消訴訟に関する事項の教示は、「処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法第8条第1項の規定に基づき裁判所に申し立てを行うことができる。」とする。（行政事件訴訟法第14条第1項）

#### (3) 許可証の再交付、訂正

交付済の許可証のき損、亡失の場合は、許可証の再交付は行わない。この際、営業者から許可を受けている旨の証明を求められた場合には、許可証の写しを送付するか、証明願を提出させ、証明書を交付する（参考様式あり）。許可証は許可申請に対して行う通知書であり、単なる行政処分・通知行為を文書で行ったに過ぎないものである。

また、名称、住所、氏名の改姓等の変更のあった場合も許可証の訂正再交付は行わず、変更届を提出させること。（届出者の求めがあった場合には、許可証に変更内容を裏書きして交付または証明願等で対応すること）。

（昭 30. 3. 22 衛環第 18 号厚生省環境衛生課長回答）

（昭 23. 11. 2 衛発第 278 号厚生省公衆衛生局長回答）

## 5 地位の承継

公衆浴場営業者について、相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該浴場を承継した法人は、営業者の地位を承継する。地位の承継があった場合、当該承継者は、当該事実を遅滞なく（概ね60日以内）知事に届出なければならない。

（昭 61. 1. 30 厚生省指導課事務連絡）

（H18 年度 九州各県・政令指定都市・中核市生活衛生主管係長会議照会事項）

※地方公共団体間の合併にも当該承継規定は適用される。

公衆浴場営業者の事業譲渡の事実についての届出も同様の取扱いとする。

### (1) 譲渡

#### <届出事項>

- ①届出者の住所、氏名、生年月日（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- ②営業を譲渡した者の氏名及び住所（法人の場合は、営業を譲渡した法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ③譲渡の年月日
- ④公衆浴場の名称及び所在地
- ⑤現に受けている公衆浴場許可番号

#### (添付書類)

- ・ 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- ・ 届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄付行為の写し

### (2) 個人の相続

相続人が2名以上の場合ある場合において、その全員の同意により当該公衆浴場を承継すべき相続人を選定したときは、その者が承継人となる。

また、相続の時点で、相続人の一部が継承届出を提出した場合には、他の相続人がそれらの相続人の継承に関し異議のないことを確認するため、他の相続人の行方が知れない等同意を求めることができない場合を除き、他の相続人の同意書の添付を求めること。

なお、相続人間で誰が営業を承継するかの協議が整っていない場合には、相続人全員が営業者の地位を相続（各相続人は、お互いに共同営業者）するため、全員連名による届出をさせることになるが、できる限り、1人が承継するように指導することが望ましい。連名の場合、事後において、いずれかの相続人が当該営業を行う者になるとの協議が整った時点で、営業者の変更の届出をさせること。

（昭 61. 1. 30 厚生省指導課事務連絡）

(昭 60. 12. 24 衛指第 270 号厚生省生活衛生局長通知)

<届出事項>

- ①届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄
- ②被相続人の氏名及び住所
- ③相続開始の年月日
- ④公衆浴場の名称及び所在地

(添付書類)

- ・戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- ・相続人が2名以上の場合にあつては、原則として「公衆浴場業営業承継相続人選定同意書」

(3) 法人の合併（分割）

営業者である法人が合併（分割）し、又は法人の合併（分割）により新法人が設立され、当該営業を承継した場合は、当該存続法人又は新法人が承継人となる。

なお、許可を受けていた法人が吸収合併により存続する場合、当該許可対象施設については、特段の手続は不要である（但し、代表者の変更があれば変更の届出が必要）。

(昭 61. 1. 30 厚生省指導課事務連絡)

<届出事項>

- ①届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名
- ②合併（分割）により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名
- ③合併（分割）の年月日
- ④公衆浴場の名称及び所在地

(添付書類)

- ・合併（分割）の事実を証する書面（定款又は寄附行為の写し）

(4) 留意事項

届出書等への添付書類として掲げる「営業の譲渡が行われたことを証する書類等については、基本的には、譲渡契約書等の写し等が想定される。

なお、個人事業主が法人に成り代わる（法人成り）場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等が想定される。

(令 5. 8. 3 生食発 0803 第 1 号 (2) その他の留意事項)

(令 5. 11. 29 健生衛発 1129 第 3 号通知 問 8)

(5) 経過措置

当分の間、営業者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継したものに限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならない。

(令 5. 6. 14 法律第 52 号 附則第 7 条第 2 項)

## 6 変更届

営業者は、許可申請書の記載事項を変更した場合には、10日以内に知事に変更届を提出しなければならない。

(1) 氏名（名称）の変更

許可を受けた者が改姓あるいは改名した場合を意味するものであり、営業の譲渡、相続による変更の場合には、新たな許可を受けさせること。

なお、許可を受けていた法人が吸収合併により存続し名称を変更する場合には、変更届で差し支えない。

(昭 23. 11. 2 衛発第 278 号厚生省公衆衛生局長回答)  
(昭 40. 3. 11 環衛第 5032 号厚生省環境衛生課長回答)

## (2) 法人の代表者の変更

営業許可を受けた者が法人組織であってその代表者に変更になった場合は、届出のみで差し支えない。但し、定款又は寄付行為の写しには代表者氏名の記載がないため、届出を受付ける際には、登記事項証明書を提出させて確認すること（登記事項証明書は、原則として発行日から6ヶ月以内のものとする）。

(昭 28. 2. 9 衛環第 12 号厚生省環境衛生課長回答)

## (3) 住所（所在地）の変更

境界変更等による所在地の名称変更により許可権者が変わるような場合を意味するものであって、新しい場所に変更した場合には新たな許可を受けさせること。

(昭 23. 11. 2 衛発第 278 号厚生省公衆衛生局長回答)

## (4) 施設の移動

許可を受けた施設が同一敷地内で施設が移動し、場所だけ変更のあった場合でも新規の許可を受けさせること。

(昭 28. 2. 9 衛環第 12 号厚生省環境衛生課長回答)

## (5) 構造設備の変更

既に営業許可を有している施設の構造設備を著しく変更した場合は、実情を調査し、その結果、その構造設備が同一性を失っていると認められる場合は、新たな許可を受けさせること。

この場合「同一性」の判断基準の一つとして、許可を受けた営業施設の床面積の概ね50%以上の改築又は概ね100%以上の増築及び増改築（例えば30%改築+80%の増築の場合）のときは、同一性が失われたものとする。

また、施設の変更が2回以上にわたる場合は、最初に許可したときの床面積を基準（例：{1回目の改築面積+2回目の改築面積}÷当初の床面積）として計算を行う。

なお、構造設備を変更し、故意に届出しない場合は、法第5条の規定により必要な報告を求め、これに対して報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは法第9条による処罰を検討する。

(H7 九州各県・指定都市環境衛生関係主管係長会議照会事項)

(昭 26. 11. 30 衛環第 135 号厚生省環境衛生課長回答)

(昭 26. 4. 13 衛発第 263 号厚生省公衆衛生局長回答)

### <参考> 建築基準法に規定する「改築」の定義

改築とは、建築物の全部若しくは一部を除去し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後引き続きこれと用途、規模、構造の著しくことならない建築物を建てることをいう。従前のものと著しく異なるときは、新築又は増築となる。なお、使用材料の新旧は問わない。

(昭 28. 1. 17 住指発第 1400 号建設省住宅局建築指導課長回答)

## 7 廃止等の取扱い

営業者が営業を廃止する場合には、廃止届を提出させる。

なお、営業者より廃止届の提出はないが、客観的に営業が廃止されたと認められる場合

は、次のとおり許可失効の確認を行う。

(1) 廃止届

廃止届は、営業者が死亡その他法律行為の能力が欠如していると客観的に認められる場合を除き、営業者本人から提出させる。

なお、破産宣告を受けているだけでは、届出する能力を失っているとは解されず、また、破産法による債権者集会の営業廃止の決議が、私人のなす公法行為まで制限されるものではないため、破産管財人から提出された営業廃止の届出は、本法に規定する営業廃止届ではない。

(昭 31. 12. 13 衛環第 124 号環境衛生課長回答)

(2) 許可の失効確認

営業者が死亡し（相続人不明）又は行方不明で、その営業が客観的に廃止されたと認められるときは、当該営業者に係る許可処分は当然失効したものとして取扱う。この場合、取消処分を行う必要はないが、事務処理等のため要すれば、死亡し、又は行方不明になった者に係る許可は、失効した旨の公示を行う。

(昭 34. 2. 10 衛環発第 13 号厚生省環境衛生部長回答)

●営業を廃止していると思われる施設に対する許可失効の確認を行う場合の手順について、以下に例示する。

- ①許可施設の現況確認（許可施設の滅失、営業可能な状態であるかどうかを現地で確認し、写真を撮る。）
- ②台帳に記載されている連絡先に連絡し、連絡がつくかどうか確認。（電話で連絡のつかない場合は郵便で連絡する。また、連絡がついた場合には営業継続について本人の意思を確認し、継続の意思がない場合は廃止届を提出するよう指導する。なお、宛先人不明として返送されてきた郵便物は営業者不在の証拠物として保管しておくこと。）
- ③付近の住民への状況確認（町内会長や付近の住民にいつ頃から営業していないのか等について確認する。）
- ④上記①～③の調査を行い、総合的に判断して廃止されたと認められるときは、台帳から抹消する。

※営業許可（廃止）は権利関係が絡むため、許可の失効確認を行う際には十分な調査を行うこと。

(H16 九州各県・指定都市生活衛生関係主管係長会議照会事項)

(3) 停止届

停止届は、休業期間を特定した上で受理すること。

## 8 立入検査

施設の衛生管理状況及び無届で施設の構造設備の変更等が行われていないかなどを確認するため、生活衛生関係営業施設監視指導計画指針に基づき年間立入計画を策定し実施する。立入検査結果については、記録を残すこととし、特に衛生管理上問題があった場合は、営業者に「環境衛生指導票」を交付し、改善指導を行うこと。

※環境衛生監視員証を携帯すること。

## 9 営業の許可取消又は停止

構造設備が条例で定める規準に適合しなくなったとき、又は営業者が法第3条第1項の規定（営業者が講ずべき衛生措置）に違反したときは、許可の取消または期間を定めて営業の停止を命ずることができる。（法第7条）

なお、処分をする場合には、行政不服審査法に基づく審査請求の教示及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起に関する事項の教示を行わなければならない。

- ・行政不服審査法に基づく教示は、「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に県知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき審査請求をすることができる。」とする。（行政不服審査法第18条第1項）
- ・行政事件訴訟法に基づく取消訴訟に関する事項の教示は、「この処分について取消しを求めるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法第8条第1項の規定に基づき裁判所に申し立てを行うことができる。」とする。（行政事件訴訟法第14条第1項）

## 10 罰 則

法に規定する事項に違反した営業者には、次の罰則が適用される。

- (1) 法第8条（6月以下の懲役又は1万円以下の罰金）
  - ・法第2条第1項の規定に違反した者（無許可営業）
  - ・法第7条第1項の規定による命令（営業停止命令）に違反した者
- (2) 法第9条（2千円以下の罰金）
  - ・法第6条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 法第10条（拘留又は科料）
  - ・伝染性の疾患にかかっていると認められる者に対して入浴を拒否しなかった営業者（法第4条）
  - ・伝染性の疾患にかかっていると認められる者に対して営業者が入浴を拒否したにもかかわらず入浴した者（法第4条）
  - ・浴槽内を著しく不潔にした者、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をした者（法第5条第1項）及び当該入浴者に対しその行為を制止しなかった営業者又は管理者（法第5条第2項）
- (4) 法第11条（両罰規定）
  - ・法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第8条、第9条又は第10条第1号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人も罰する。

### ●その他の関係通知

- 1 公衆浴場の営業許可に附される「条件」とは、狭義の条件のみならず、期限、負担、取消権の留保等を含む附款と解すこと。

（昭39.7.31 環発第286号厚生省環境衛生局長通知）

- 2 国及び地方公共団体は公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講じること。

（昭56.6.13 環指第101号厚生省環境衛生局長通知）

3 公衆浴場法の適用を受ける工場、事業場等の福利厚生施設的な浴場は、基準の適用を除外すること。

(昭 25. 5. 26 発衛第 1089 号厚生事務次官通知)

4 家庭において近隣の者を入浴させる行為は「業」に当たらない。

(昭 24. 7. 28 法務府法意 1 発第 44 号法制意見第 1 局長)

(昭 26. 3. 12 衛環第 24 号厚生省環境衛生課長回答)

5 婦人がサービスをする個室付き浴場は一般浴場と異なるので、基準の制定が必要。

(昭 27. 11. 11 衛環第 98 号厚生省環境衛生課長回答)

6 「既設の公衆浴場」という場合の既設とは許可の有無にかかわらず、建築基準法により建築確認を受けたものについては、すでに「適正配置」の条例に適合するものとして認定されていけば含まれる。

(昭 28. 2. 9 衛環第 12 号厚生省環境衛生課長回答)

(昭 29. 1. 5 衛発第 3 号厚生省公衆衛生局長回答)

7 厚生省以外の所管に係る事業において設置された浴場であっても社会性を有するものは法の適用を受ける。

(昭 32. 3. 13 衛環第 19 号厚生省環境衛生課長回答)

8 脱衣室、シャワー室、化粧室のみを設ける施設は、法の適用を受けない。

(昭 43. 7. 25 環衛第 8113 号厚生省環境衛生課長回答)

9 自治会が設置、管理する場合であっても、配置の基準（普通公衆浴場間の距離制限）は、適用される。

(昭 44. 7. 7 環衛第 9095 号厚生省環境衛生課長回答)

10 風俗営業に関連する通知

(昭 41. 8. 5 環衛第 5091 号厚生省環境衛生局長通知)

(昭 41. 10. 6 環衛第 5111 号厚生省環境衛生課長通知)

11 一般的な公衆浴場の許可は刑法上、私法上のことに左右されない。

(昭 26. 1. 31 法務府法意 1 発第 2 号法制意見第 1 局長)

12 市町村を異にするなどの場合、適正配置の基準の距離制限は一つの基準を示したもので、知事の公益的裁量によることができる。

(昭 27. 12. 10 衛環第 111 号厚生省環境衛生課長回答)

(昭 28. 3. 28 衛環第 24 号厚生省環境衛生課長回答)

(昭 32. 9. 5 衛環発第 41 号厚生省環境衛生部長回答)

13 都市計画法に基づく移転の場合であっても距離制限の規定は無視できない。しかし、事情によっては距離制限を適用しないこともできる。

(昭 28. 2. 16 衛環発第 4 号厚生省環境衛生部長回答)

(昭 33. 7. 10 衛環発第 58 号厚生省環境衛生部長回答)

- 14 競願して許可申請があった場合は具体的事案に即して判断すること。  
(昭 29. 12. 2 衛環発第 32 号厚生省環境衛生部長回答)  
(昭 32. 9. 24 衛環発第 46 号厚生省環境衛生部長回答)  
(昭 33. 2. 24 衛環発第 18 号厚生省環境衛生部長回答)  
(昭 33. 10. 7 衛環発第 82 号厚生省環境衛生部長回答)
- 15 許可証に種別としての普通公衆浴場又は特殊公衆浴場の記載、発行はできない。  
(昭 31. 3. 3 衛環発第 9 号厚生省環境衛生部長回答)
- 16 営業の承継にあたっては家族と家族以外の第三者と区別することはできない。  
(昭 32. 1. 18 衛環第 2 号厚生省環境衛生課長回答)
- 17 療養のために利用される公衆浴場については、必ず第 2 条の許可及び第 4 条ただし書の許可を必要とする。  
(昭 32. 2. 25 衛環第 15 号厚生省環境衛生課長回答)
- 18 すでに許可を有している施設に第 4 条ただし書の許可を必要とする薬湯を使用する場合であっても、同一性が失われなければ変更届でよい。  
(昭 32. 5. 27 衛環第 36 号厚生省環境衛生課長回答)
- 19 類焼等により消失した場合は、消失した施設の営業者に存続の意志を確認し、他の申請を後願と取り扱ってよい。また、A の移転と B の新規申請が同時にあった場合は A の申請を優先する  
(昭 32. 7. 3 衛環発第 24 号厚生省環境衛生部長回答)  
(昭 32. 9. 19 衛環発第 45 号厚生省環境衛生部長回答)
- 20 同じ場所の立て替えの場合は若干の位置の移動があっても設置場所の配置の基準の再審査は必要ない。  
(昭 32. 9. 5 衛環発第 41 号厚生省環境衛生部長回答)
- 21 同じ施設において前営業者に変わり、他の者が申請する場合は、条例によるしんしゃく事由がある場合は適正配置の基準に合致しない場合であっても後者に許可することができる。  
(昭 33. 6. 5 衛環発第 63 号厚生省環境衛生部長回答)
- 22 風俗営業等取締法の一部改正に伴う許可の取扱いで、個室付き浴場を増室した場合は同法の規定は「増室は認められない」ではあるが、公衆浴場法では変更届で足りる場合もある。  
(昭 43. 7. 25 環衛第 8114 号厚生省環境衛生課長回答)
- 23 一般公衆浴場に簡易サウナバス（別料金徴収）を設置することは公衆衛生上支障なければよい。又、特殊公衆浴場と脱衣場等の施設を共用することも認められる。  
(昭 43. 9. 3 環衛第 8134 号厚生省環境衛生課長回答)  
(昭 47. 3. 16 環衛第 45 号厚生省環境衛生課長回答)

- 24 長期の休業等により許可の取消ができる。  
(昭 56. 5. 16 環指第 85 号厚生省指導課長回答)
- 25 電気浴器等の取扱について  
(昭 27. 7. 30 衛発第 693 号厚生省公衆衛生局長通知)  
(昭 27. 2. 25 衛発第 149 号厚生省公衆衛生局長回答)
- 26 風紀を乱すことのないよう取扱うこと。  
(昭 39. 5. 12 環発第 183 号厚生省環境衛生局長回答)
- 27 自主管理点検表  
(昭 63. 10. 18 衛指第 215 号厚生省指導課長通知)
- 28 条例制定について  
(昭 28. 3. 6 衛環発第 8 号厚生省環境衛生部長回答)
- 29 許可に際し、附款事項を付し、その履行をしなかった者に対し許可の取消ができる。  
(昭 28. 2. 23 衛環発第 6 号厚生省環境衛生部長回答)  
(昭 33. 9. 11 衛環発第 77 号厚生省環境衛生部長回答)
- 30 老人福祉センター等の入浴施設との競合  
(昭 59. 11. 21 衛指第 78 号厚生省指導課長通知)
- 31 福祉入浴援助事業を行う公衆浴場の基準  
(平 6. 3. 2 衛指第 33 号厚生省指導課長通知)  
(平 9. 7. 22 衛指第 139 号厚生省生活衛生局長通知)
- 32 入浴施設の衛生管理の徹底（「改訂・レジオネラ属菌防除指針」及び「新版レジオネラ症防止指針」の徹底）  
(平 12. 7. 18 衛指第 84 号厚生省指導課長通知)
- ・「感染症の予防及び感染症患者に関する法律」に基づき報告された場合は被害拡大の防止をすること
  - ・入浴施設の細菌検査の徹底
  - ・露天風呂と内湯とが混じらないこと
  - ・塩素剤による消毒を行っている施設は塩素濃度の確保等に留意すること
  - ・損害賠償責任保険への加入指導を
- 33 公衆浴場や旅館業の入浴施設の衛生対策の徹底（レジオネラ症対策）  
(平 11. 3. 29 衛指第 28 号厚生省指導課長通知)
- ・一斉点検にあたっては、循環式施設、ジェットバス等の施設、露天風呂の順に行うこと
  - ・営業者は、換水、消毒、清掃、水質検査等の実施状況を管理簿に記録すること
- 34 公衆浴場における衛生等管理要領（技術的助言）  
(平 12. 12. 15 生衛発第 1811 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

- 35 公衆浴場法第3条第2項並びに旅館業法第4条第2項及び同法施行令第1条に基づく条例等にレジオネラ症発生防止対策を追加する際の指針について（技術的助言）  
（平14.10.29 健発第1029004号厚生労働省健康局長通知）

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成29年3月29日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成31年3月25日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和2年（2020年）3月26日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和2年（2020年）10月1日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和3年（2021年）3月29日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和4年（2022年）3月30日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和6年（2024年）3月29日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和7年（2025年）5月12日から施行するものとする。